

## 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要

### 1 鳥獣保護事業計画の位置づけ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき、国の定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即し、各都道府県知事が定めるもの。

現行の第 11 次香川県鳥獣保護管理事業計画が平成 29 年 3 月末をもって終了するため、第 12 次香川県鳥獣保護管理事業計画（第 12 次県計画）を策定する。

### 2 計画の性格

平成 28 年 10 月に国が定める「第 12 次基本指針」が作成されたことを受け、基本指針の内容変更を踏まえた、県計画の内容の変更を行う。

### 3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 4 主な内容

- ◆ 鳥獣保護区や休猟区等の指定計画
- ◆ 鳥獣の捕獲許可に関する事項
- ◆ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ◆ その他鳥獣保護管理事業に関する事項

### 5 重要な変更の内容

#### ◆ 農林業者自らが行う捕獲に関する規制の緩和

- ・小型のはこわな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者に対しても捕獲を許可できることとする。

### 6 その他変更の内容

#### ◆ 外来鳥獣の定義

- ・人為的に海外から導入された鳥獣に加え、国内の自然分布域を超えて県内に導入され被害を生じさせている鳥獣についても外来鳥獣と同様の扱いとする。

#### ◆ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可対象者

- ・銃器以外の方法による法人に対する許可であって、講習会等により従事者が捕獲技術、安全性等が確保されている等の一定の条件を満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができることとする。

#### ◆ 新たな技術の支援等

- ・捕獲技術や捕獲した個体の有効活用、効率的な処分並びに被害防除対策について先進事例を踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。

#### ◆ 傷病鳥獣救護の目的や意義の明確化

- ・収容すべき目的や意義を明確化し、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するため、被害を発生させている救護しない種等の考え方を示す。

#### ◆ 猟犬の管理

- ・猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

## 7 その他

- ・基本指針の変更に伴う文言修正及び記載順序の変更、その他必要な時点修正等を行う。